



◎動物愛護月間！

9月は動物愛護月間です。4つの約束事を守ってペットと幸せな毎日を過ごしましょう。

1. 飼育環境を整え、最後まで責任をもって飼いましょう



愛護動物の遺棄・虐待等は犯罪です。
十分なエサを与えない、不衛生な環境での飼育など、必要な世話をしないネグレクトも虐待にあたります。



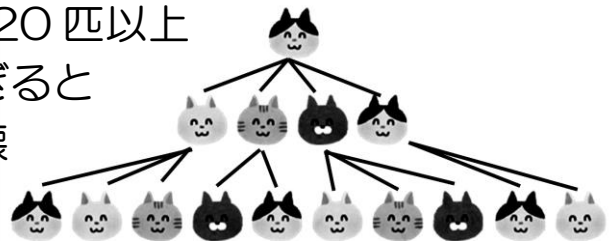
2. 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけないようにしましょう

人に危害を加えないようにすることはもちろん、ペットのしつけ、排泄物の処理なども飼い主の責任です。地域の中でペットが嫌われないために、飼い主がマナーを守って行動することが大切です。



3. 避妊去勢手術を行い、むやみに繁殖させないようにしましょう

猫の場合、1匹のメスから1年間で20匹以上に増えることもあります。数が増えすぎると適切な世話が行き届かず、多頭飼育崩壊にもつながります。



4. 鑑札・迷子札をつけ、ペットが迷子にならないようにしましょう

犬の場合、首輪は外れないか、リードはもろくなっていないか改めて確認しておきましょう。また、登録時に交付される「鑑札」と狂犬病予防接種を受けていることを証明する「注射済票」の装着義務があります。鑑札をつけていれば、迷子になっても飼い主を調べることができます。



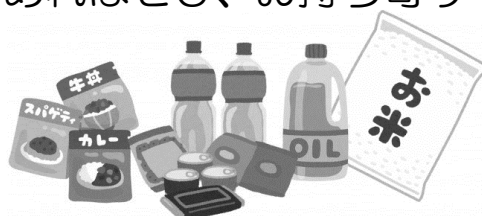
猫の場合、鑑札等の装着義務はありませんが、飼い主の連絡先が分かる「迷子札」をつけておきましょう。ご希望の方には、熊本県作成くまモンの「迷子札」を環境課窓口（山鹿市環境センター内）で配布しています（数に限りがあります）。

◎山鹿市フードドライブを実施します！

まだ食べることができるのに廃棄されている食品、いわゆる食品ロスは、日本全体で年間 522 万トン発生しており、これは 1 人 1 日あたりお茶碗 1 杯分のご飯を捨てているのと同じ量です。

「賞味期限までに食べきれない」「たくさんもらって余っている」など、ご家庭に眠っている余剰食品があればぜひ、お持ち寄りください。

～「もったいない」を
「ありがとう」へ～



◆開催期間 令和 5 年 9 月 1 日(金)から 9 月 29 日(金)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで ※土・日・祝日を除く

◆受付場所 山鹿市環境センター管理棟 住所：山鹿市石 416 番地

【休日特別受付】 日時：9月16日（土）午前10時～午後1時まで
場所：山鹿市民交流センター内エントランス

◎寄付いただきたい食品◎

お米、パスタなどの乾麺、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、カップ麺、菓子類、乾物、調味料、ミネラルウォーター、ジュース類、日持ちする野菜（イモ類、かぼちゃ玉ねぎなど）

×受付できない食品×

- ・賞味期限が 1 か月を切っているもの
- ・温度管理が必要な冷凍食品・生鮮食品・弁当・惣菜等
- ・開封されているもの ・アルコール類（みりん・料理酒は除く）

🐾 フードドライブとは? 🐾

家庭で眠っている食品を持ち寄り、フードバンクなどを通じて、支援を必要としている方々に提供する取り組みです。

🐾 問い合わせ先 🐾

山鹿市役所市民部環境課（山鹿市環境センター内）



電話番号 0968-43-7211